

平成 30 年 6 月 26 日現在

機関番号：13701

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K21041

研究課題名(和文)大学ガバナンスへの学生参加に関する研究

研究課題名(英文)Study of student participation in university governance

研究代表者

廣内 大輔(Hirouchi, Daisuke)

岐阜大学・教育推進・学生支援機構・准教授

研究者番号：10620792

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：大学の運営に学生はどう関与できるのか。この問いに対して、海外の事例を調べ、かつ我が国でもかつては存在したこの種の議論を振り返った。海外の事例としては、ノルウェーおよびスコットランドへの訪問調査を行い、情報収集につとめた。国内の歴史的展開については、戦後すぐの全国的な動向と、具体例として名古屋大学物理学教室の研究を行った。これらの活動から、西洋では国により学生の位置づけ、参加制度などに違いがあること。日本にも昔は学生参加に関する議論が国会レベルで行われたり、終戦直後から実際に取り入れられてきたことなどが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：How can students participate in university decision making? This is the main question of this study. Mainly, I conducted two types of researches below to answer to this question. One is to examine European situation. I took Norway and Scotland as examples. The other is historical research into student participation in Japan that have been in place since the post-war period. As a result, it is revealed that there are various types of student participation in western society and the details of the case of student participation that have been conducted in the physics department of Nagoya University since 1948.

研究分野：高等教育論

キーワード：学生参加 大学運営 ガバナンス 権利

1. 研究開始当初の背景

大学運営(ガバナンス, マネジメント)への学生参加については, ユネスコ高等教育宣言がそれを保障すべき旨述べている。そして欧州では大学教育の質保証に不可欠なものとして整備されるなど, 学生を関与させた大学運営は, 世界的な共通理解になりつつある。

日本でも, 文部省による「広中レポート」の発表以降, 大学運営と学生の関わり方が模索されてきた。大学評価・学位授与機構は, 認証評価基準の一つとして学生の意向を反映させる方法を問う項目を設けていたこともあるし, 質保証における学生の役割について検討するセミナーを開催したこともあった。まさに日本でも, 大学ガバナンスへの学生参加が議論される時代に突入しているのである。

しかし我が国の近年のこれに関する研究は, 授業評価アンケートの実施やいわゆる「学生FD」などの取り組みをもって参加と見做すなど, 不十分な点が否めない。つまり, 学生の学長選挙への投票権や, 部局の運営方針を審議する場に学生の議席が確保されるなど, 質保証により直結した上位のガバナンスレベルへの参加について検討したものは皆無に等しく, それらの空白地帯を補うことが本研究を着想した背景である。

筆者自身の研究歴としても, 学生参加について既に数年間研究し, 複数の発表を行ってきた。平成20年8月から約1年間は, このテーマで「ノルウェー王国政府奨学生」に採用され, オスロ大学教育研究所を拠点に一次的な調査を実施している。また, 現在の勤務校である岐阜大学では, 「教育企画立案学生チーム」いわゆる学生FD的な団体の助言教員として, 学生を教育改善に関与させる仕組み作りに携わってきた。そして研究開始当時から間もない平成26年12月には, このような関心を公表し現時点での知見を共有することを目的とした「学生参加シンポジウム」を広島大学高等教育研究開発センターと共同で開催することを決定していた。

2. 研究の目的

グローバルな共通理念となりつつある大学運営(ガバナンス, マネジメント)への学生参加について, その先進国ノルウェーの事例を調査し, 日本における実態と比較することで, 学生参加システムを備えた大学ガバナンスのモデルを構築することを本研究の目的とした。

日本の高等教育をグローバルな視点から眺めた時, 最も遅れをとっている点は, ステークホルダー(利害関係者)としての学生の地位があまりに評価されていないことである。そして教育の質を保証される当事者でありながら, 大学政策や大学ガバナンスに係る議論では常に蚊帳の外に置かれ, 学生不在の大学改革が繰り返されている。この現状を批

判的に捉え, 学生観および大学ガバナンス観の転換につながる議論を惹起しようとするのが本研究の特色である。

大学にとって最大のステークホルダーである学生の意向を適切にくみ取することは, 教育の質保証という観点から喫緊の課題である。学長のリーダーシップ強化が喧伝される今だからこそ, 学生すなわち受益者の意向をより尊重した, 国際水準に引けを取らない質保証体制を備えた新しい大学ガバナンスの姿を描き出すことを目指すものである。

これまでの研究によりノルウェーについては, 学生参加に関する法令, 個別大学の規定, 大学の組織図上の学生団体の位置などを明らかにできている。本研究で解明に挑みたい事は, 学生代表と大学当局との間で, どういった類の案件について, どういった方法で議論がなされているのかである。現時点では, 一口に「学生参加」と言っても, 中長期的な運営戦略の策定や大規模なカリキュラム改革などのガバナンスレベルの事柄について, 大学側の思惑と学生側の希望を繰り返し戦わせた上で妥協点に着地させるような調整的議論がなされているのか, はたまた, 目安箱に要望を書いた紙を投函するような, 時として一方通行に終わる提案であれば受け付ける, というマネジメントレベルでの「配慮」のことを「学生参加」と呼んでいるのかさえ明確でない。

よって, 本研究ではノルウェー調査で観察できる活動と, 日本各地の大学で萌芽しつつある学生FD活動と, 併せて日本における過去の議論とを比較することで, その理論と実態を提示できるよう努める。

3. 研究の方法

文献調査と現地への訪問調査を基本とする。研究を構想した段階では, 海外の実態調査, 日本における学生参加の現状調査,

日本の学生参加に関する議論の歴史的展開の3本柱を進めることを考えていた。とりわけ海外への訪問調査については, ノルウェーなど欧州を中心に精力的に行いたいと考えていたが, 勤務校での業務が多忙化したことや, 我が国における歴史的展開のほうに関心が強くなっていったこともあり, 日本におけるかつての学生参加について, 当時の資料を読解することに注力していった。

4. 研究成果

【平成27年度】

平成27年8月, ノルウェー王国へ約1週間の訪問調査に出張した。訪問先は, クリスタンサンドのアグデル大学(University of Agder), トロンハイムのノルウェー科学技術大学(Norwegian University of Science and Technology: NTNU), 同じくトロンハイムにあるソル・トロンデラグ大学(Sør-Trøndelag

University College)の3校である。

この調査からは、いずれの大学においても、大学の運営に学生の意向を伝える役割を担う学生団体が存在していること。それら学生団体には、執務室が与えられており、一人一人に机や椅子、パソコンなどの事務機器が用意されていることが分かった。また、学生団体の活動を担うこれらのメンバーは有給であり、その金額はアルバイト程度の少額ではなく、質素な暮らしが成り立つに十分な額であることが判明した。

この年の大学教育学会では、学生の権利が明文化されている海外の事例について報告した。具体的には、ヨーロッパ学生連盟(European Student Union: ESU)、アメリカ大学教授職連合(American Association of University Professors)、バージニア大学(University of Virginia)、ボールステイト大学(Ball state university)、サンディエゴ州立大学(San Diego State University)、カイロ・アメリカン大学(The American University in Cairo)のハンドブック等から入手した情報をまとめたものを発表した。それらには、「すべての学生は、自分たちの教育に関係するすべての意思決定機関や討論会に、直接あるいは民主的な代表制を通じて、共同で統治する権利を有する」(ESU)や、「学生は自分たちの福利厚生に影響を及ぼす領域の方針や意思決定や実施に参加する権利と責任を有する」(Ball state university)というように、いずれも、学生が自分たちの意見を大学に伝えることのできる道が保障されていることが記載されていた。

最近の日本の大学行政における学生参加の事例として、平成24年に発表された中央教育審議会答申いわゆる質的転換答申の作成過程において、多くの学生が集められて意見を聴取されているが、これに至る経緯を、当時の議事録から明らかにした。中央教育審議会の議論に学生が呼ばれるに至った要因として、民主党が政権をとっていた当時、「熟議」がブームになっていたこと、および、審議会委員の中に学生の声を取り入れることに積極的な人物がいたことが分かった。また、同答申において学生の意向を尊重することの重要性が確認されたものの、民主党が下野した後、学生を参加させたフォーラムは休止状態になっていることも分かった。

この成果は『岐阜大学教育推進・学生支援機構年報』(第1号)に発表した。

【平成28年度】

日本高等教育学会研究交流集会。これは、通常の学会年次大会とは異なり、学会側によって選抜された5名程度の会員にのみ発表の機会が与えられる行事である。発表時間も通常の倍近くあり、指定討論者による集中的なコメントが得られる企画となっている。

筆者は、本研究課題に関する内容で、平成

28年度のこの行事にて発表の機会を得ることができた。この時の発表内容は、大学運営への学生参加について、日本では戦後どのような議論が展開されてきたのかを明らかにしたものである。これは本助成金を得る以前から進めていたものであるが、昭和20年代中頃に大学管理に関する法案が議論された際、大学管理法案起草協議会の中で、学生を大学の運営に関わらせようとする意見が確かに出されていたこと。しかし、これを良くは捉えない委員からの、学生の意見を教員が聞くことは、わざわざ明文化して規定するまでもなく、教育の一環として当たり前のこととの声に押され、どちらかと言えば管理運営への参加を志向していたと思われる賛成派の意見は、教育活動の一部に過ぎないと矮小化されたことが判明した。

こうした発表内容についてまとめた論考は、広島大学高等教育研究開発センターが刊行する『大学論集』(第49集)に発表している。また、この発表に対して当日寄せられたコメントには、戦後の学生論を研究するのであれば、占領期のGHQ文書の解明に挑むことが不可欠との指摘があり、ここから今後の新たな研究課題を着想することができた。

この年度には2度の海外調査も実施した。一つはオーストラリアへの出張である。同国シドニーで開催された学生参加に関するシンポジウムおよびワークショップに参加して情報収集をしたこと。二つ目は、スコットランドで開催された同国の学生参加支援団体の年次大会に出席して情報を収集したことである。スコットランドには、大学教育の質を保証する活動に学生が参加することが定着しており、これを支援する全国組織SPARQS(Student Partnerships in Quality Scotland)がある。これは我が国でも知られているが、オーストラリア出張で出席した学生参加のシンポジウムおよびワークショップでは、このSPARQSの代表者が講師役を務めていた。このことから、学生参加の手法が国境を超えて波及しつつある様子を観察することができた。

【平成29年度】

助成期間最終年度となるこの年度には、国内における学生参加の好事例として、名古屋大学理学部物理学教室を取り上げ、その歴史的展開について当時の一次史料を用いた研究を進めた。具体的には、名古屋大学の保存されていた戦後すぐの同教室の様子を記録した議事録などを発掘した。同教室の運営方針の基礎を築いた物理学者坂田昌一の肉筆講演原稿や、会議資料など多くの貴重な史料にたどり着くことができた。こうした史料は、名古屋大学の坂田記念資料室と大学文書資料室に残されていることが分かった。加えて、同教室の運営の実際については、昭和期の同教室の卒業生に面会することができ、当時の様子について話を聞くことができた。

名古屋大学についての一連の研究からは、同大学同教室の運営に学生が参加しているという説が、必ずしも正確でないこと。すなわち、大学院生の内、「研究員」というこの教室独自に定めた地位を認められた者が、その地位に備わった権限として運営に加わる場合があるという理解が正しいことが明らかとなった。また、民主的な教室運営で知られる坂田が発案したこの制度も、その原案の段階においては、こうした大学院生の参加は想定されておらず、制度設計を煮詰めていく過程において、同僚の高林武彦からの提案により追加されたものであることも判明した。加えて、この運営方針を定めた物理学教室の教室憲章は、名古屋大学の規則集に掲載されるようなものではなく、教室内の自治的な協定としての性格を有するものであった。従って大学としてのより公式な制度である講座制と併存してきたのであり、昭和 40 年代にはこの憲章の尊重義務の有無を巡り議論があったことも明らかとなった。

これらの知見を、同年の日本教育行政学会第 52 回大会で発表した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

廣内大輔、「戦後大学改革期の学生参加論 その 1: 大学法試案要綱発表から公聴会の計画まで」、『大学論集』, 査読無, 第 49 集, 2017 年, 広島大学高等教育研究開発センター, 161-176 頁。

<http://doi.org/10.15027/42970>

廣内大輔、「高等教育政策の形成過程における学生参加: 中央教育審議会答申を事例として」、『岐阜大学教育推進・学生支援機構年報』, 査読無, 第 1 巻, 2015 年, 85-96 頁。

https://www.orphess.gifu-u.ac.jp/outline/2015nenpo_204.pdf

[学会発表](計 3 件)

廣内大輔、「大学のマネジメントへの学生参加: 名古屋大学物理学科の歴史的展開」, 日本教育行政学会, 日本教育行政学会第 52 回大会(於日本女子大学目白キャンパス), 2017 年 10 月。

廣内大輔、「大学の自治と学生参加に関する歴史的研究」, 日本高等教育学会平成 28 年度研究交流集会(於筑波大学東京キャンパス), 2016 年 12 月。

廣内大輔、「高等教育研究者として学生参加を研究する立場から」(ラウンドテーブル 1 「大学の教育改善のための学生参加の現状・課題と今後の方向性」:(川上忠重ほかとの共同企画の中で発表), 大学教育学会第 37 回大会(於長崎大学), 2015 年 6 月。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

廣内 大輔 (HIROUCHI, Daisuke)

岐阜大学・教育推進・学生支援機構・准教授

研究者番号: 10620792